第三十七条第一項第五号	保険給付	後期高齢者医療給付
	保険者	高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（次項第三号において「後期高齢者医療広域連合」という。）
第三十七条第二項	法	高齢者医療確保法
第三十七条第二項第三号	保険者その他の者	後期高齢者医療広域連合又は市町村

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条から第十条までを削り、附則第十一条を附則第三条とし、附則第十一条の二を附則第四条とする。

附則第十二条から第十四条までを削る。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第六条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条」を「第二条」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（保険者の財政力の見込みの算定方法）

第一条の二　法第三十八条第一項第二号の保険者の財政力の見込みは、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）　当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たりの標準報酬総額（被用者保険等保険者の被保険者一人当たりの標準報酬総額（法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。附則第二条第二項及び第三条第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二　市町村（特別区を含む。以下同じ。）　当該年度における当該市町村の市町村被保険者一人当たり所得見込額（市町村の被保険者一人当たりの所得の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第二号において同じ。）

三　国民健康保険組合　当該年度における当該国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得見込額（国民健康保険組合の被保険者一人当たりの所得の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第三号において同じ。）

（保険者の財政力の見込みの基準）

第一条の三　法第三十八条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額の中央値として厚生労働大臣が定める額

二　市町村　当該年度における全ての市町村の市町村被保険者一人当たり所得見込額のうち最も少ない額

三　国民健康保険組合　当該年度における全ての国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得見込額のうち最も少ない額

（概算負担調整額調整率の算定方法）

第一条の四　法第三十八条第三項の概算負担調整額調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（法第三十八条第四項の政令で定める割合）

第一条の五　法第三十八条第四項の政令で定める割合は、百分の三・〇一とする。

（法第三十八条第五項の政令で定める割合）

第一条の六　法第三十八条第五項の政令で定める割合は、百分の四・五五とする。

（保険者の財政力の算定方法）

第一条の七　法第三十九条第一項第二号の保険者の財政力は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二　市町村　前々年度における当該市町村の市町村被保険者一人当たり所得額（市町村の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第二号において同じ。）

三　国民健康保険組合　前々年度における当該国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得額（国民健康保険組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第三号において同じ。）

（保険者の財政力の基準）

第一条の八　法第三十九条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る被保険者一人当たり標準報酬総額の中央値として厚生労働大臣が定める額

二　市町村　前々年度における全ての市町村の市町村被保険者一人当たり所得額のうち最も少ない額

三　国民健康保険組合　前々年度における全ての国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得額のうち最も少ない額

（確定負担調整額調整率の算定方法）

第一条の九　法第三十九条第三項の確定負担調整額調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　前々年度における全ての保険者の法第三十五条第二項第二号イに掲げる額について、当該額が最も少ない保険者から順次に数えて、全ての保険者の百分の五に相当する順位の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働大臣が定める額以下である保険者（以下この項において「低医療費水準保険者」という。）　低医療費水準保険者に係る負担再調整負担割合（前々年度における全ての低医療費水準保険者に係る加入者の総数を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率に百分の十を乗じて得た率をいう。次号において同じ。）に百分の九十を加えて得た率として厚生労働大臣が定める率

二　低医療費水準保険者以外の保険者　百分の十から低医療費水準保険者に係る負担再調整負担割合を控除して得た率に前々年度における全ての低医療費水準保険者に係る調整前負担調整額の総額を同年度における全ての低医療費水準保険者以外の保険者に係る調整前負担調整額の総額で除して得た率を乗じて得た率に一を加えて得た率として厚生労働大臣が定める率

2　前項第二号の調整前負担調整額は、前々年度における法第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

第二条第二項中「に、「前々年度」を「と、「同年度」に改め、「に、それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表合併により成立した保険者の項中「当該合併が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同表合併後存続する保険者の項中「当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額を」を「同年度の概算前期高齢者交付金の額を」に、「当該合併が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同表分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）の項中「当該分割が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同表解散した保険者の権利義務を承継した保険者の項中「当該解散が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額を」を「同年度の概算前期高齢者交付金の額を」に、「当該解散が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金」を「同年度の確定前期高齢者交付金」に改め、同条第四項中「に、「前々年度」を「と、「同年度」に改め、「に、それぞれ読み替える